

災害に係る自動車税・自動車取得税の減免等について

平成31年1月
広島県

災害により自動車が損害を受け、修理される場合や、廃車される場合は、運行不能期間に応じて自動車税を月割で減免又は減額することができます。

また、災害により損害を受けた自動車を買替えられる場合は、代替自動車の自動車取得税を減免できます。

申請手続は次のとおりとなりますので、ご不明な点については、県税事務所又は県庁税務課にご相談ください。

1 修理する場合・・・自動車税の減免

区 分	内 容
減免の要件	災害により損壊し、運行不能となった自動車を修理して、災害が発生した日の翌日から起算して ※6か月以内 に修理が完了した場合 ○ 修理完了までの期間が16日以上の場合に限ります。 ○ 修理後に抹消登録や移転登録（名義変更）された場合は、翌年度の自動車税が課されないため、減免できません。
減 免 額	損壊により運行不能となった月数（修理のために運行不能となった期間を含む。）に応じて、平成31年度の自動車税から月割で減免します。
必要書類	自動車税減免申請書 市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、被災（り災）証明書に替えて下記の被災状況報告書で確認します。
	被災状況報告書 ○ 被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）、修理内容や期間が確認できるもの（修理の請求書・領収書等）を添付してください。
申請時期	平成31年5月の自動車税納税通知書が届いてから申請してください。

※ 6か月を超えて修理が完了した場合も減免できますので、上記の必要書類に加え、修理期間が長期となった理由等の「申立書（修理の場合）」を提出してください。

2 廃車する場合・・・自動車税の減額

区 分	内 容
減額の要件	災害により自動車が流失・水没・埋没・大破するなど廃車する場合
減額期間	災害の発生した日の翌月から抹消登録した月までの期間の自動車税を月割で減額します。 ○ 抹消登録した翌月以降の自動車税は月割で減額されず。 ○ 納付済みの自動車税は還付します。
必要書類	自動車税賦課保留申立書 市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、「被災状況報告書（注）」を提出してください。
	被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）

3 買い替える場合 . . . 自動車取得税の減免

区 分	内 容
減免の要件	<p>災害により滅失または損壊した自動車（被災自動車）の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、災害が発生した日の翌日から起算して※6か月以内に被災自動車に代わる自動車（代替自動車）を取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災自動車は普通自動車のほか、小型自動車（三輪以上）及び軽自動車（三輪以上）も含まれます。 ○ 代替自動車が、新車か中古車か、乗用か貨物用か、普通自動車か小型自動車（三輪以上）か軽自動車（三輪以上）か、のいずれであっても、代替自動車の対象となります。 ○ 被災自動車と代替自動車との間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合は、代替自動車とは認められません。 ○ 被災自動車1台につき1台の代替自動車が認められ、被災自動車の台数を超える代替自動車の減免は認められません。 ○ 原則として、被災自動車と代替自動車の所有者（納税義務者）が同一である必要があります。ただし、所有者（納税義務者）には、所有権留保付売買により取得した自動車の買主、相続人、又は消滅法人の合併法人若しくは分割承継法人も含まれます。
減 免 額	<p>代替自動車に対する自動車取得税の全額を減免します。 ただし、<u>広島県ナンバーの自動車</u>を取得した場合に限ります。</p>
必 要 書 類	<p>自動車取得税減免申請書</p> <p>市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、「被災状況報告書（注）」を提出してください。</p> <p>被災自動車を抹消登録した書類の写し</p> <p>所有者等が相続人の場合は、相続人を証する書類と被災代替自動車取得の申立書</p> <p>所有者等（消滅法人）が合併法人または分割承継法人の場合は、登記事項証明書など</p> <p>還付申請の場合 ○ 自動車取得税・自動車税納税済証の写し ○ 代替自動車の自動車検査証の写し</p>
そ の 他	<p>代替自動車がエコカー減税の非課税対象の場合、又は自動車取得税の課税標準額が免税点（50万円）以下の場合は、代替自動車の取得時期に関わらず自動車取得税は課されません。</p>

※ 6か月を超えて取得した自動車についても、被災自動車の代替自動車と認められる場合は、自動車取得税が減免できます。上記の必要書類に加え、6か月を超えて代替自動車を取得した経緯等の「申立書（買い替えの場合）」を提出してください。

なお、代替自動車と認められる場合とは、次の（1）と（2）の両方を満たす場合です。

（1）市町村等から被災自動車の被災（り災）証明書が発行されていること。

- ・ 被災（り災）証明書に自動車の登録番号（ナンバープレート）が記載されていない場合は、被災状況報告書も提出してください。

（2）被災自動車が災害発生から6か月以内に抹消登録されている又は抹消登録ができない場合は自動車税賦課保留申立書が提出されていること。

（注）被災状況報告書には、被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）を添付してください。

4 申請・相談窓口（平日の8時30分～17時00分）

機 関 名	担当課	電 話	所 在 地
西部県税事務所	自動車税課	(082) 513-5372 513-5374	〒730-0011 広島市中区基町10-23
	呉分室	(0823) 22-5400	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25
	廿日市分室	(0829) 32-1181	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
	東広島分室	(082) 422-6911	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10
	観音庁舎	(082) 232-7694	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	課税第二課	(084) 921-1311	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1
	尾道分室	(0848) 25-2011	〒722-0002 尾道市古浜町26-12
	松永庁舎	(084) 933-3171	〒729-0115 福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	課税課	(0824) 63-5181	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1
税務課		(082) 513-2327	〒730-8511 広島市中区基町10-52

申請手続きやご相談は最寄りの県税事務所・分室までお願いします。